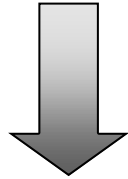


## 労働基準法上の母性保護についての基本的考え方と課題

女子保護規定は、母性保護を除いて解消し、男女が同一の基盤で働けるようにするべき … 婦人少年問題審議会 建議(昭和59年)  
重量物を取り扱う業務と有害物を発散する場所における業務については、今後の課題として引き続き検討すべき … 労働政策審議会 建議(平成17年)



## 重量物取扱い業務、有害物の発散する場所における業務に対する現行規制の概要 (労働基準法64条の3、女性労働基準規則2条)

重量物取扱い業務…全ての女性労働者について、年齢の区分に応じた重量以上の取扱いを禁止

断続作業30kg以上、継続作業20kg以上の重量物の取扱いを禁止 (18歳以上)

有害物の発散する場所における業務…全ての女性労働者について、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリン  
その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務への就業を禁止

## 母性保護に係る専門家会合の開催(平成22年12月～平成23年12月)

新たな知見を踏まえ、重量物取扱い業務と有害物の発散する場所における業務に係る母性保護上の規制の在り方について、専門的見地(産科婦人科、産業医学、化学物質の有害性評価、労働衛生工学)から検討。

### 重量物取扱い業務等

#### 現状

- ・女性労働者の一部は、重量物の取扱い、長時間の立位を取り続ける作業等により母性にとって望ましくない身体への負担を受けている。
- ・他方、女性労働基準規則の規制は概ね遵守されており、また妊娠中の女性労働者への健康影響が顕在化している状況にはない。

#### 結論

- ・女性労働者の就業制限を緩和すべき新たな知見は見当たらないことから、引き続き過度の負担から保護することは必要である。
- ・妊娠経過の状況によっては身体への負担を低減することが望ましいことから、妊娠中の女性労働者の重量物の取扱い、身体への負担の大きな作業、長時間の立ち作業について、配慮すべき事項をまとめた広報資料により、関係者に周知し、配慮させる必要がある。
- ・上記の周知等を行う際には、女性労働者の就業の機会が必要以上に狭められることがないよう、十分配慮する必要がある。

### 有害物の発散する場所における業務

#### 現状

- ・これまでの疫学調査等の結果をみると、業務の負担による早産、流産の発生の有意な増加は認められていない。
- ・厚生労働省においては、国連の分類基準(GHS)に基づき、化学物質の危険・有害性等を分類し公表する事業を実施してきた。

#### 結論

- ・母性保護規定の対象とする有害物は、現行の女性労働基準規則の対象である9物質又は労働安全衛生法令に基づく局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施等が義務付けられ、管理濃度が設定されている87物質のうち、厚生労働省のGHS分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分1又は授乳影響ありに該当する25物質とすることが適当である。
- ・気中の有害物濃度の上限値、測定・評価方法は、それぞれ労働安全衛生法令の管理濃度、作業環境測定・評価方法とすることが適当である。
- ・以上の結果、対象物質を取り扱う作業場であって、作業環境測定の結果、気中濃度の平均が規制濃度を超えることが明らかになった作業場及び対象物質で汚染されたタンク内等においては、全ての女性労働者は、呼吸用保護具を着用しても就業が禁止される。

# 母性保護に係る専門家会合報告書

平成23年12月

母性保護に係る専門家会合

## 目次

1. はじめに	1
2. 危険有害業務に対する現行の母性保護規制の概要	1
(1) 重量物取扱い業務等	
(2) 有害物の発散する場所における業務	
(3) 諸外国における規制	
3. 重量物取扱い業務等について	3
(1) 前回の専門家会合の結論	
(2) 重量物取扱い業務等の現状	
(3) 妊娠・出産機能への影響について	
4. 有害物の発散する場所における業務について	4
(1) 前回の専門家会合の結論	
(2) 有害物取扱い業務の現状	
(3) 妊娠・出産・授乳機能への有害性について	
(4) 現行規制の対象物質と有害性の知見	
5. 今後の母性保護のあり方について	5
(1) 重量物取扱い業務等	
① 母性保護規定について	
② 母性保護のため望ましい作業負担の低減について	
(2) 有害物の発散する場所における業務	
① 母性保護規定の対象とする有害物の選定のあり方	
② 対象物質の規制濃度のあり方	
③ 新たな知見に対応する有害物の範囲、濃度等の見直し	
④ 母性保護のため望ましい予防的対応について	
6. 参考資料	11

## 1. はじめに

女性労働者に対する保護規定は、能力発揮や職業選択の幅を狭める結果をもたらす場合があり、労働基準法の母性保護規定を除く女子保護規定を解消して男女が同一の基盤で働くことができるようにするため、平成 11 年には女性の時間外・休日労働、深夜業の規制が、平成 19 年には女性の坑内労働の原則禁止を改め、妊産婦が行う業務等を除き緩和された。

重量物を取り扱う業務と有害物を発散する場所における業務に係る母性保護規定については、平成 17 年に母性保護に係る専門家会合において検討を行ったところであるが、労働者の母性が尊重されつつ能力を発揮できる雇用環境を整備するため「引き続き検討すべき」との同年の労働政策審議会の建議に基づき、改めて専門家による検討を行った。

## 2. 危険有害業務に対する現行の母性保護規定の概要

労働基準法及び女性労働基準規則の規定により、24 種類の危険有害業務について、妊娠中の女性の就業が禁止され、このうち 22 種類の危険有害業務について、産後 1 年を経過しない女性の就業が禁止されている。また、重量物取扱い業務と有害物の発散する場所における業務については、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性以外の全ての女性労働者の就業も禁止されている。

### (1) 重量物取扱い業務等

全ての女性労働者について、年齢の区分に応じた重量以上の取扱いが禁止されている。

年齢	重量(kg)	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満 16 歳未満	12	8
満 16 歳以上満 18 歳未満	25	15
満 18 歳以上	30	20

(注)介護における抱き起こし等は、重量物取扱い業務には該当しない。

### (参考) 労働安全衛生面からの規制

重量物取扱い業務や介護作業等については、「職場における腰痛予防対策指針」(労働基準局長通達 平成 6 年 9 月 6 日基発第 547 号)により、適切な作業姿勢、人力のみにより取り扱う重量物の重量制限(満 18 歳以上の男子は体重の約 40%以下、女子は男子の 60%くらい)等の対策が示されている。これに基づいて女性労働者が取り扱う重量物の重量は、一般に、女性労働基準規則の規制値を下回ることとなる。

### (2) 有害物の発散する場所における業務

全ての女性労働者は、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンについて、労働基準局長・婦人少年局長通達(昭和 23 年 8 月 12 日基発第 1178 号)により示されている物質ごとの濃度以上にガス、蒸気又は粉じんが発散する場所における業務への就業が禁止されている。

### (参考) 労働安全衛生面からの規制

労働安全衛生法令では、特に急性毒性、慢性毒性、発がん性等を有する有害物で、

そのガス、蒸気又は粉じんが発散する労働環境で労働者が就業すると健康障害が生ずるおそれのある約 100 種類の化学物質について、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 37 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号）の対象物質とし、これらの製造・取扱い作業に労働者を従事させる場合には、局所排気装置等の設置、作業環境測定、健康診断の実施等を義務付けている。

労働安全衛生法令では、87 物質について管理濃度が定められている。管理濃度とは、作業環境の気中の有害物濃度の評価指標であり、測定の結果ほとんどの作業場で管理濃度を超えない（第 1 管理区分）とされた場合は適切に管理された作業環境と評価される。作業環境測定の結果、作業場の平均の濃度が管理濃度を超えると評価される等の場合（第 3 管理区分）には、直ちに生産設備の密閉化、局所排気装置の改善等を行わなければならない。

作業環境測定の結果第 3 管理区分と評価された作業場についても、作業環境を改善するまでの合理的な期間の間は、有効な呼吸用保護具を使用させた上で、応急的に労働者の就業が認められている。

また有害物で汚染されているが、局所排気装置等の設置によっても作業環境が改善ができないタンク、ピットの内部等については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させれば、作業環境測定を行うことなく、短時間に限り立入り作業が認められている。

厚生労働省（労働基準局）のリスク評価制度において、毎年新たな物質が選定され、ばく露実態と有害性情報を踏まえたリスク評価が行われている。これにより規制による対策が必要とされた物質は、適宜、特定化学物質障害予防規則等の対象に追加されている。また既に労働安全衛生法令の対象となっている物質についても、新たな知見を踏まえ管理濃度が適宜見直されている。

上記の措置の他、危険有害な 640 種類の化学物質については、譲渡提供者は相手方に安全データシートを交付しなければならないこととされている。

### (3) 諸外国における規制

#### ● 重量物取扱い業務

アメリカ、イギリスでは母性保護又は女性労働者のみを対象とする規制は無いが、ドイツでは妊娠中又は授乳期の女性労働者に対して、フランスでは女性労働者一般に対して年齢の区分に応じてそれぞれ一定の重量物の取扱いが禁止されているなど、各国の規制内容は様々である。

#### ● 有害物の発散する場所における業務

アメリカでは、女性労働者のみを対象とする規制はないが、EUでは、女性労働者について、鉛及び鉛化合物へのばく露のリスクが明らかな業務に就くことを強制されないというEU指令が発せられている。

## 3. 重量物取扱い業務等について

### (1) 前回の専門家会合の検討結果

平成 17 年に開催された母性保護に係る専門家会合においては、結論と今後の課題として次のように報告された。

- 重量物取扱い業務の将来の妊娠・分娩への影響を否定する十分な知見は見当たらず、保護が不要でありただちに現行の制限をなくすべきとまで言うことはできない。今後も医学的な知見を踏まえ、引き続き検討していくことが必要である。
- 上記に際しては、作業の実態、事業場における労働安全衛生対策の状況や国際的な動向も踏まえ、一律に一定の重量の水準を定め就業を制限するという方法が適切かどうかについて、検討されるべきである。

### (2) 重量物取扱い業務等の現状

重量物取扱い等の身体への負担が大きい業務への女性労働者の就業の実態を把握するため、引越し事業者、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、介護施設の事業主に対してヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査の結果、女性労働者の一部は、重量物取扱い、長時間立位を取り続ける作業、介助作業等の業務に従事することにより身体への負担を受けているが、女性労働基準規則の重量物の取扱いの規制は概ね遵守されており、妊娠中の女性労働者への健康影響が顕在化している状況にはない。

これまで実施された主な疫学調査の結果を見ると、業務の負担による早産、流産の発生の有意な増加は確認されていない。

### (3) 妊娠・出産機能への影響について

重量物取扱い業務により、腰痛、子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産、尿失禁等の有害な健康影響を生じるおそれがある。このうち子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等については、女性労働者本人の健康のみならず胎児の生命・健康への深刻な影響がある。

妊娠・出産機能に深刻な影響を与える子宮脱、子宮下垂は、産じょく期からの回復状況、加齢、骨盤底の状況等の要因の他、重量物の取扱い等による腹圧の上昇が影響して発生する。

妊娠中の女性労働者については、分娩準備状態にある骨盤底は軟化している上に、増大した子宮によって骨盤底には非妊時より大きな重量が常に負荷されており、重量物取扱いや長時間立位を取り続ける作業等について、母性保護のため、妊娠経過の状況等によっては、非妊時より負担を軽減する必要がある。

さらに、腰痛防止のため女性労働者が腰部保護目的のコルセット等を使用すると、骨盤底への負担を増し、子宮脱や尿失禁が生じやすくなる場合がある。

(参考)

わが国では早産が増えている傾向にある。その主な理由は、重量物取扱い業務等によるものではなく、就労しつつ子どもを産み育てることが一般化し、出産年齢が上昇する中で、妊娠高血圧症候群や胎盤機能不全が増加し、また未熟児施設が整備され医学的な介入ができる環境が整ってきたためであることに留意する必要がある

との指摘が本専門家会合においてなされた。

#### 4. 有害物の発散する場所における業務について

##### (1) 前回の専門家会合の検討結果

平成 17 年に開催された母性保護に係る専門家会合においては、結論と今後の課題として次のように報告された。

- 現在進められている、化学物質の危険有害性について国連の分類基準（次頁(3)参照）に基づく分類作業の結論を踏まえ、母性保護の観点から規制対象となる化学物質を検討することが適当である。
- また、一定の水準を定めて一律に就業を禁止するとの手法が適切かどうかについても、労働安全衛生政策や国際的な動向等を踏まえ、今後の課題として引き続き検討することが必要である。

##### (2) 有害物取扱い業務の現状

有害な化学物質に起因する業務上疾病は、男女合わせて年間 200～300 件程度発生している。

女性労働基準規則の対象物質の取扱い業務に従事している女性労働者数は把握されていないが、鉛と水銀については労働安全衛生法令により特殊健康診断が義務付けられており、これらの 2 物質に係る受診労働者数は男女合わせて 74,342 人（平成 22 年）である。

これまで実施された主な疫学調査の結果を見ると、業務の負担による早産、流産の発生の有意な増加は認められていない。一方、前述のとおり労働安全衛生法令において、有害物で汚染されているタンク、ピットの内部における作業と、作業環境測定の結果第 3 管理区分と評価された後から作業環境を改善するまでの間は、有効な呼吸用保護具を使用させた上で、労働者の就業が認められている。

これらの有害な環境の下では、顔面とマスク面体等との間からの漏れにより、妊娠・出産・授乳機能に影響が生じるおそれがある。また妊娠中の女性労働者は、平常時より呼吸量が増大し、必要な酸素量が増加しており、呼吸用保護具の着用により呼吸の負担は増加する。

##### (3) 妊娠・出産・授乳機能への有害性について

国連は、化学物質の有害性を 10 種類（急性毒性、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回暴露）、特定標的臓器毒性（反復暴露）、吸引力呼吸器有害性）に分類している。

このうち妊娠・出産・授乳機能に影響を有するものとしては、生殖毒性（生殖機能、受精能力への悪影響、子の発生に対する悪影響、授乳に対する又は授乳を介した悪影響）と生殖細胞変異原性（ヒトの生殖細胞に経世代突然変異を誘発する作用）の 2 つが該当する。

厚生労働省（労働基準局）は、多種多様な化学物質を取り扱う事業者が有害性に基づく自主的な化学物質管理を実施するために、国連の分類基準（GHS）に基づき、職場で使

用されている化学物質の危険性・有害性等を分類し公表する事業(以下「GHS分類事業」という。)を実施しており、平成18年から平成23年3月までの間に約2000物質の分類が行われた。

労働安全衛生法令により譲渡提供時に安全データシート(MSDS)の交付が求められる640物質について、この分類結果をみると、生殖毒性又は生殖細胞変異原性の2つの有害性について「区分1」(ヒトに対して毒性があることが知られている又はヒトに対して毒性があると考えられる)とされるものは約90物質存在する。

#### (4) 現行規制の対象物質と有害性の知見

女性労働基準規則に列挙されている鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンのうち、現在、鉛と水銀については人に対して生殖毒性があることが上記の分類により確認されているが、それ以外については生殖毒性、生殖細胞変異原性についての有害性が無いとされているか、又はこれらの有害性が確認されていない。

化学物質の有害性については、従来は発がん性等を中心に調査研究が行われてきたが、近年は、ヒトへの生殖毒性等についての調査研究が国内外で行われ、知見が徐々に整備されつつある。

## 5. 今後の母性保護のあり方について(結論)

### (1) 重量物取扱い業務等

#### ① 母性保護規定について

現行の規制では、妊産婦である女性労働者もそれ以外の女性労働者も一律に断続作業30kg、継続作業20kgの上限値が設定されており、前述のとおり、この規制のもとで女性労働者への妊娠・出産・授乳機能への影響が顕在化しているわけではない。しかしながら、重量物取扱い業務により、腰痛、子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産、尿失禁等の有害な健康影響が生じるおそれがあり、今日においても重量物取扱い業務に係る女性労働者の就業制限を緩和すべき知見は見当たらないことから、引き続き重量物取扱いによる過度の負担から保護することが必要である。

一方、妊娠中の女性労働者については、妊娠経過の状況等によっては、負担がより軽減されることが望ましい場合がある。

この点については、女性労働者の就業を制限する規制が、母性を保護する目的であっても、使用者の過剰な対応により女性労働者の就業の場を必要以上に狭めてしまうおそれがあることにも留意し、一律に現在の規制を強化するよりも、次に②で述べるような周知、広報により、事業主の取組みを促進することが適当である。

#### ② 母性保護のため望ましい作業負担の低減について

妊娠中の女性労働者については、重量物取扱い作業、長時間立位を取り続ける作業等、妊娠経過の状況によっては身体への負担が大きくなり得る作業による負担を低減することが望ましい。

妊娠中の女性労働者が行うこれらの作業については、母性保護の観点から、作業環



境の改善、作業動作や作業姿勢の改善等によりその負担を軽減するため、配慮すべき事項等をまとめた広報資料（パンフレット等）を作成し、広く事業主、労働者、産科医、産業医等の関係者に周知し、それぞれの立場からの配慮を促進する必要がある。また、広報資料の作成に当たっては、作業形態に応じたものとするなど、普及しやすいものとする必要がある。

また妊娠中の女性は、腰部保護目的のコルセット等の着用により身体への負担を緩和する必要があるような重量物を取り扱う作業に従事しないことが望ましい。女性労働者が腰部保護目的のコルセット等を使用する際は、骨盤底への負担を増し、子宮脱や尿失禁が生じやすくなるおそれがあることに留意し、産業医（必要に応じ整形外科又は産婦人科医）に相談する必要がある。

さらに、上記の周知等を行う際には、女性労働者の就業の機会が不当に狭められることがないように、十分配慮する必要がある。

（参考）

本専門家会合においては、「切迫早産等の要因として、重量物取扱い、長時間立位を取り続けること等による骨盤底への負担の他、長時間の精神的緊張や注意力の集中など、過度の心理的な負担を求められることも要因として考えられるが、これらの要因について、母性保護規定だけでは対応しきれない。」との指摘があったところであるが、本会合では重量物取扱い業務等と有害物の発散する場所における業務を中心とする検討が行われた。

## (2) 有害物の発散する場所における業務

女性労働者の妊娠・出産機能は、本人の健康のみならず胎児や将来の子どもの健康の基盤であることから、女性労働者の妊娠・出産・授乳機能に悪影響を及ぼすおそれのある物質の発散する場所における業務については、女性労働者をばく露から保護するため、一定濃度を上回る作業場での就業を禁止する措置が必要である。

なお、妊娠中の女性を含め女性労働者の就業を制限する規制の検討に当たっては、母性を保護する目的であっても、使用者の過剰な対応により女性労働者の就業の場を必要以上に狭めてしまうおそれがある点について十分配慮する必要がある。

### ① 母性保護規定の対象とする有害物の選定のあり方

母性保護規定の対象とする有害物は、以下の考えに基づき選定することが適当である。

(ア) 現行の女性労働基準規則の対象である 9 物質又は、労働安全衛生法令により局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施等が義務付けられ、さらに管理濃度が設定されている物質（現在 87 物質）であること。

(イ) 女性労働者の妊娠・出産・授乳機能に対する有害性を有する物質として、厚生労働省（労働基準局）が行った GHS 分類事業において、次のいずれか又は両方に該当するものであること。

○ 生殖毒性が「区分 1」又は「授乳に対する又は授乳を介した影響あり」に該当

したもの

○ 生殖細胞変異原性が「区分1」に該当したもの

上記（ア）及び（イ）に該当する物質は、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状のものに限る。）（注）、塩素化ビフェニル（別名PCB）、カドミウム化合物、キシレン、クロム酸塩、五酸化バナジウム、N，N-ジメチルホルムアミド、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）、トリクロロエチレン、トルエン、鉛及びその化合物、二硫化炭素、砒素化合物、ベータプロピオラクトン、ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩、マンガン、メタノールの25物質であり、これらを母性保護規定の対象とする必要がある。

（注）「ニッケル化合物」について、労働安全衛生法令では、「ニッケル化合物」として一括して管理濃度等の適用単位とされているが、ニッケル化合物のうち、上記（イ）に該当する物質は塩化ニッケル（Ⅱ）のみである。

ニッケル化合物は、ステンレス鋼、メッキ材、電池用原料等に使用されているが、このうち一部の用途においては、製品の性能を劣化させる塩素が禁避されており塩化ニッケル（Ⅱ）は使用されていない。このためニッケル化合物については、女性労働者の就業の場を必要以上に狭めないという観点から、塩化ニッケル（Ⅱ）のみを規定の対象とすることが適当である。

なお、その他の化合物（カドミウム化合物、水銀無機化合物（硫化水銀を除く）、鉛化合物及び砒素化合物）についても、化合物のうち、一部の物質のみが上記（イ）に該当するものであるが、これらの化合物は製造工程において混合して使用されている等により、必ずしも物質ごとに管理されておらず、化合物として一括して管理されているため、一括して規制の対象とすることが適当である。

## ② 対象物質の規制濃度のあり方

対象物質の規制濃度としては、労働安全衛生法令における管理濃度を適用することが適当である。また、有害物の濃度の測定方法、作業環境の評価方法については、労働安全衛生法令に定める作業環境測定方法、作業環境評価方法を適用することが適当である。なお、今後母性保護のために、管理濃度以外の濃度により規制することが適当と思われる知見が得られた場合は、規制濃度について見直す必要がある。

すなわち、①により生殖毒性等を有するとされた有害物を取り扱う作業場であって、労働安全衛生法令による作業環境測定の結果、気中濃度の平均が規制濃度を超えることが明らかになった作業場（作業環境測定により第3管理区分に評価された作業場）及び同物質で汚染されたタンク等の内部において、全ての女性労働者は、呼吸用保護具を着用しても就業が禁止される。

### ③ 新たな知見に対応する有害物の選定、規制濃度等の見直し

厚生労働省（労働基準局）は化学物質のリスク評価制度において、毎年幾つかの物質を選定し、職場におけるばく露実態と有害性情報を踏まえたリスク評価を行っており、その結果必要と判断された物質は、労働安全衛生法令の対象に追加されている。

また厚生労働省のGHS分類事業において、新たな知見に基づき物質の再分類が行われた場合、当該物質の生殖毒性等の区分が変更される場合がある。

このような場合、改めて上記①の（ア）及び（イ）の要件に照らし、これらに合致するものは母性保護規定の対象に追加する必要がある。

さらに、新たな知見により管理濃度の値又は測定方法が見直された場合は、これに応じて母性保護規定の規制値等を見直す必要がある。

### ④ 母性保護のため望ましい予防的対応について

化学物質の有害性に関する情報は、発がん性等の有害性について優先的に調査等が行われてきており、生殖毒性等についての知見は必ずしも十分ではない。このため多様な化学物質を女性労働者が取り扱う職場にあっては、生殖毒性等の有無が十分知られていない化学物質があることに留意し、母性保護の推進のため、十分な知識の下で予防的対応に基づく化学物質管理を自主的に実施することが望まれる。これは、生殖毒性等を含む毒性から男女を問わず労働者の健康を保護するために、より安全な原材料への代替や作業場に発散する濃度の低減措置を求めるものであり、女性労働者の就業の機会が狭められることがないよう十分配慮する必要がある。

また国内外の研究機関において生殖毒性等の調査研究が進められるとともに、化学物質の生殖毒性等に関する情報の提供が充実されることが望まれる。

母性保護に係る専門家会合参集者名簿  
(50音順、敬称略)

新居 智恵 J T B J スクエア中央健康増進室統括産業医  
産業医科大学非常勤助教

内山 寛子 東日本旅客鉄道株式会社  
J R 東日本健康推進センター副所長

江馬 眞 産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員

中田 真木 三井記念病院産婦人科医長

○ 中林 正雄 総合母子保健センター愛育病院院長  
東邦大学医学部客員教授

名古屋 俊士 早稲田大学理工学術院教授

宮川 宗之 労働安全衛生総合研究所健康障害予防研究グループ部長

(○は座長)

## 専門家会合開催状況

### 第1回 平成22年12月27日（月）

- 母性保護規定の見直しの経緯と本会合の開催趣旨について
- 重量物の取扱い、長時間の立位を取り続ける作業について
- 国連勧告における化学物質の有害性の分類について

### 第2回 平成23年2月28日（月）

- 女性労働者に係る重量物の運搬作業等の実態について
- 有害物の妊娠出産機能等への影響について

### 第3回 平成23年9月13日（火）

- 重量物の運搬業務等に係る母性保護規定の見直しの方向性
- 母性保護規定の対象となる有害物について

### 第4回 平成23年12月5日（月）

- 母性保護に係る専門家会合報告書（案）について

## 6 参考資料

参考1	平成17年12月の労働政策審議会建議（抜粋）	12
参考2	関係条文	13
参考3	諸外国における規制の状況	14
参考4	重量物の運搬作業等に係るヒアリング結果の概要	15
参考5	労働安全衛生法令における化学物質関係規制の概要	16
参考6	GHS：化学品の分類及び表示に関する世界調和システム	17
参考7	母性保護規定の対象とする有害物の選定のあり方	18
参考8	女性労働基準規則対象物質のGHS分類結果	19
参考9	管理濃度設定物質のGHS分類結果	20
参考10	母性保護規定の対象とする有害物の範囲と規制濃度のあり方	24

## 今後の男女雇用機会均等対策について(抜粋)

参考 1

### 労働政策審議会建議(平成 17 年 12 月)

「労働基準法上の母性保護規定については、『母性保護に係る専門家会合報告』の報告書にかんがみ、今後の課題として重量物を取り扱う業務や有害物を発散する場所における業務について引き続き検討すべきである。」

#### ○ 母性保護に係る専門家会合報告書(平成 17 年 7 月)(抜粋)

##### 3 重量物取扱業務について

###### (5) 結論及び今後の課題

(2)の報告書でも指摘されているが、重量物の運搬は、出産、加齢等の他の要因とともに子宮下垂・脱を起こす要因の一つとされており、現段階においても重量物取扱業務の将来の妊娠・分娩への影響を否定する十分な知見は見当たらず、保護が不要であり、ただちに現行の制限をなくすべきとまで言うことはできない。今後も医学的な知見を踏まえ、引き続き検討していくことが必要である。また、女性一般に対して一律に就業制限を設けることについては慎重であるべきであり、今後、重量物取扱業務に関する規制のあり方について検討するに際しては、作業の実態、事業場における労働安全衛生対策の状況や国際的な動向も踏まえ、一律に一定の重量の水準を定め、就業を制限するという方法が適切かどうかについて、検討されるべきである。

##### 4 有害物の発散する場所における業務について

###### (7) 結論及び今後の課題

女性一般に対する有害物を発散する場所における業務の就業制限については、鉛のように現に妊娠・出産機能に対して有害であると考えられる物質が存在していることに鑑みると、ただちにその制限をなくすべきということとはできない。

しかしながら、就業制限の対象となっている化学物質は、その制定当時においては、女性労働者に対して何らかの有害性が想定されていたと考えられるが、現在の知見に照らせば、妊娠又は出産に係る機能について明確に有害性を有するとは必ずしも言えない状況にある。一方、労働の場において様々な化学物質が使用され、また、科学技術の進歩に伴い、新たな化学物質が使用されていることへの対応も必要である。

以上のような事情を踏まえ、基本的には、規制対象となる化学物質の範囲については、新たな知見を踏まえて見直すことが適当である。上記(6)の化学物質の生殖毒性の程度等の分類作業<sup>(註)</sup>は、実質的には女性の妊娠・出産に係る機能に有害である化学物質の検討と重なるものであることから、同作業の結論を踏まえ、母性保護の観点からの規制対象となる化学物質を検討することが適当である。また、一定の水準を定めて一律に就業を禁止するという保護の手法が適切かどうかについても、労働安全衛生政策や国際的な動向等を踏まえ、今後の課題として引き続き検討することが必要である。

さらに、事業場において、妊娠出産機能の保護が適切に行われるためには、事業主、労働者、産業保健スタッフ等が、化学物質の有害性等についての十分な情報を適切な方法により得られるようにしていくことが重要である。

## 関係条文

### 労働基準法

(危険有害業務の就業制限)

**第 64 条の 3** 使用者は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、**重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。**

- 2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。
- 3 前 2 項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

### 女性労働基準規則

(危険有害業務の就業制限の範囲等)

**第 2 条** 法第 64 条の 3 第 1 項 の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

- 1 **次の表の上欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務**

年齢	重量（単位 キログラム）	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満 16 歳未満	12	8
満 16 歳以上満 18 歳未満	25	15
満 18 歳以上	30	20

- 18 **鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務**

- 2 法第 64 条の 3 第 1 項の規定により産後 1 年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第 1 号から第 12 号まで及び第 15 号から第 24 号までに掲げる業務とする。ただし、同項第 2 号から第 12 号まで、第 15 号から第 17 号まで及び第 19 号から第 23 号までに掲げる業務については、産後 1 年を経過しない女性が当該業務 に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。

**第 3 条** 法第 64 条の 3 第 2 項 の規定により同条第 1 項 の規定を準用する者は、妊娠中の女性及び産後 1 年を経過しない女性以外の女性とし、これらの者を就かせてはならない業務は、前条第 1 項**第 1 号及び第 18 号**に掲げる業務とする。



## 諸外国における規制の状況

### 1. 重量物取扱い業務

ドイツ：（労働者母性保護法）

妊娠中又は授乳期の女性労働者は以下の作業への就業を禁止

- 常時 5 k g を超える重量物を人力のみにより取り扱う作業（一時的な作業はこの場合は 10kg）
- 妊娠 5 カ月が経過した後、1 日の就業時間が 4 時間を超える、常に立っていなければならない業務
- 妊娠 3 カ月が経過した後、輸送機関に乗務する業務に従事してはならない。

フランス：（労働法典 R234-6 条）

女性労働者一般について、年齢層ごとに一定重量以上の重量物の取扱いを禁止

- 14 歳～15 歳の女性労働者 8kg
- 16 歳～17 歳 10kg
- 18 歳～ 25kg

米国：（米安全衛生庁）

危険有害業務について、男性・女性の両性は既に保護されており、母性保護を含め女性労働者のみを対象とする規制は無い。

### 2. 有害物の取扱いに関する規制の状況

EU 指令（92/85/EEC）

妊娠を報告した女性労働者は、鉛・鉛化合物へのばく露のリスクが明らかな業務に就くことを強制されない。

米国：（米安全衛生庁）

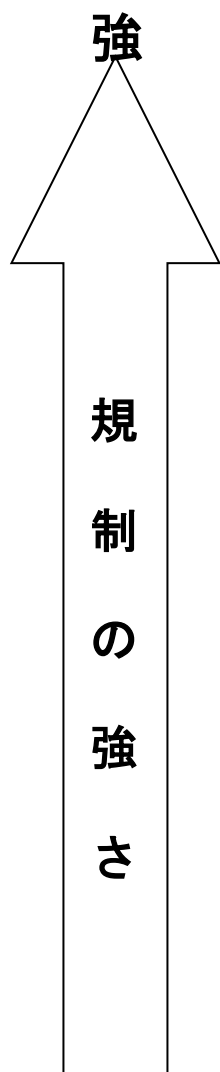
危険有害業務について、男性・女性の両性は既に保護されており、母性保護を含め女性労働者のみを対象とする規制は無い。

## 重量物の運搬作業等に係るヒアリング結果の概要

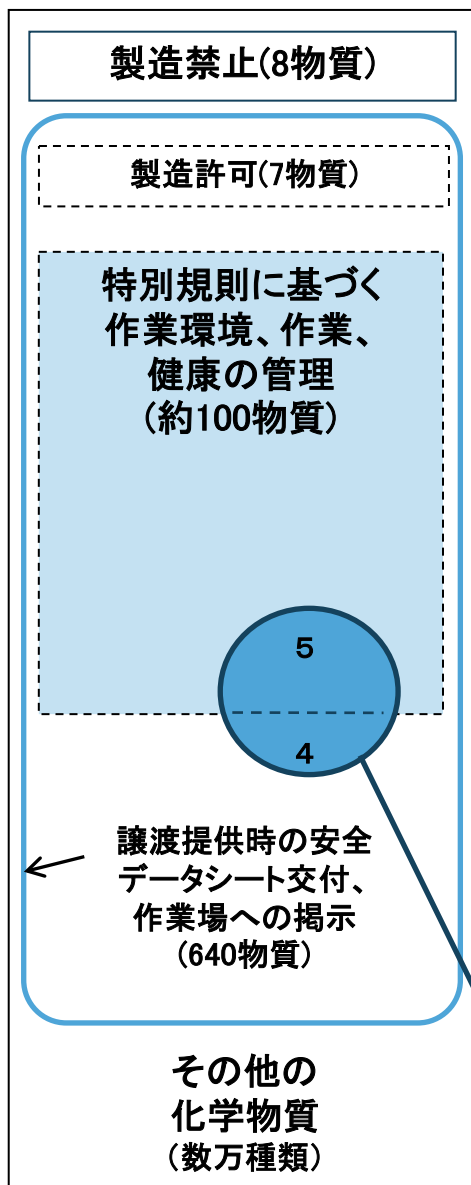
参考 4

業種等	重量物の運搬等身体への負荷の大きな業務の概要	機械化の進展、作業内容の変化等	女性労働者、妊産婦の就業状況	母性への悪影響の発生状況
引越し事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般にダンボールは、重いものでも1個20kg程度。殆どの場合、顧客が荷詰めする。</li> <li>・代表的な重い荷は家具や家電製品。これらは複数の労働者で運ばれる。</li> <li>・荷の搬出、搬入はそれぞれ通常半日程度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合住宅ではエレベータで荷を昇降させるが、戸建て、エレベーターの無い集合住宅等においては人力による。(ハシゴ式の荷揚げ機が使用できる建物は少ない)</li> <li>・梱包資材は変化しているが、重量物運搬等に係る作業環境について、近年大きな変化はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性労働者が荷の搬送に従事することは少なく、多くの場合、荷詰め作業等に女性が就いている。</li> <li>・多くの場合、妊産婦はもとより、女性労働者に20kgを超えるものを運搬させることはない。</li> <li>・都市部では、3、4月の繁忙期に若い女性がアルバイトとして引越し業務に就くこともある。</li> <li>・女性客向けの女性スタッフ限定サービスには女性が従事している。この場合、女性労働者も20kgを超える荷を取扱うことがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生の有無は確認されていない</li> </ul>
スーパーマーケット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗では長時間の立ち作業が行われている。レジ打ちを含め、座って行う作業は殆どない。</li> <li>・納品された商品は積み下ろし場で受けとり、台車で売り場まで運ばれる。店員はこれらを棚に陳列する際に、商品を持ち上げる。</li> <li>・店員が取り扱う荷は、最も重いものでも20kg以下(紙パック牛乳のケース)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷は、トラックから荷降ろしされた後店内まで、台車で運搬。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母健連絡カード等で主治医から長時間の立ち仕事への制限があった場合、座ってできる作業は店舗にはないため、自宅静養させている。</li> <li>・女性正社員のほとんどは育児休業を経て継続就業している。</li> <li>・女性のパートは20才前後と4、50台をピークにし、20代前半～30代前半を底にしたM字カーブ。</li> <li>・パートは各店舗の採用。パート労働者の育休取得実績は極く僅か。妊娠を機に辞めるケースが多い。退職後の復帰も見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性労働者の子宮脱、子宮下垂は聞いたことがないが、切迫早産、切迫流産等は発生している。</li> </ul>
コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷の運搬、長時間の立ち作業を含む多様な業務が行われている。</li> <li>・運送部門から納品された商品は店内の所定の位置に置かれ、店員はこれらを検品し棚に陳列する作業を行う。</li> <li>・店員が取り扱う荷は、最も重いものでも20kg以下(2Lペットボトル8本入りケース)</li> <li>・冷蔵室(6℃前後)に立ち入って陳列を行う。</li> <li>・代表的な勤務時間は6～8時間。休憩時間を除けば、通常は立ち歩いて業務を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重量物運搬作業等に係る作業内容、作業環境については特に変化なし。(検品、陳列、レジ、伝票整理、清掃など多様な業務を行っている)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殆どの店舗がフランチャイズであり、請負主に15人～20人のアルバイトが雇用されている。</li> <li>・都心部は若い女性の学生アルバイト・フリーター等が多く、郊外店では中高年の主婦等が多い傾向がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生の有無は確認されていない</li> </ul>
介護施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子からベッドへの移乗、入浴等の介助作業等が人力のみにより行われている。</li> <li>・介護労働者への身体負荷は介護職の技能により増減するが、一般に労働者への身体的な負担は大きい。</li> <li>・介護対象者の状況に応じ、複数の介助職による介助が行われている。</li> <li>・食事介助、業務記録等の一部の作業を除けば、通常は立ち歩いて業務を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助機器について、スライディングボードは普及しているが、電動リフト等の利用は普及していない。</li> <li>・介助法(ボディ・メカニクス)の技術が進歩し続けており、資格者等への再教育、定期的な実技研修等により、介護者の身体的負担を小さくする取組みが進められている。</li> <li>・腰痛予防ベルトの着用が普及している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職の半分以上が女性労働者である。そのうち40歳未満の女性が5割～8割を占める。</li> <li>・妊娠を職場に報告した女性は移乗介助・入浴介助に就かず、食事介助、記録等のみに就けている施設がある。他方、本人からの申し出がない限り、母性保護上の措置を特に講じていない施設もある。</li> <li>・以前は、妊娠した女性介護職の多くが退職していたが、近年は育児休業のあと復職している者が増えつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生の有無は確認されていない</li> </ul>

## 労働安全衛生法令における化学物質関係規制の概要



化学物質リスクアセスメントと結果に基づく措置(法28条の2)



重度の健康障害が生じることが明らかで、かつ、それを防ぐ十分な方法がない化学物質（石綿等）

重度の健康障害を生ずるおそれがある化学物質(PCB、ベリリウム等)

鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則に基づく措置

発散抑制・・・設備の密閉化又は局所排気装置の設置  
管理濃度・・・作業環境中の有害物質の濃度基準  
作業環境測定・・・屋内作業場における空气中濃度の測定(6か月以内毎)、結果に応じた設備改善等  
保護具・・・臨時作業、異常時等のための保護具の備付け  
健康診断・・・特殊健康診断(6か月以内毎)、医師からの意見聴取  
管理体制・・・作業主任者の選任(労働者の指揮、装置の点検、保護具着用の監視等)

(注) 作業環境測定の結果、第3管理区分に評価されたときは、設備の改善等により第1管理区分、第2管理区分になるようにしなければならない。

\*以上の結果、第1管理区分、第2管理区分に評価された作業場では、男女労働者を呼吸用保護具なしで就業させることができる。

労働基準法の母性保護規定  
9物質について、規制濃度以上となる作業場での女性労働者の就業が禁止されている

## GHS: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム

2003年7月「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS)が国連勧告として発出された。GHSは化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやMSDS(Material Safety Data Sheet: 化学物質等安全データシート)に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするもの。

その後GHS文書の改定作業が行われ、2005年7月には改訂版が出版された。英語版など国連公用語のGHS文書(通称: パープルブック)は国連危険物輸送のWEBページ(国連欧州経済委員会 UNECE のWEBページ)から入手できる。

なお、GHSの日本語版への翻訳は関連省庁が共同で作業を行い、厚生労働省、経済産業省、環境省などのWEBサイト等で閲覧、ダウンロードできる。また、関係各省は化学物質のGHS分類を進めており、その分類結果はGHS関係省庁連絡会議を通じ、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページのGHS分類物質一覧に掲載されている。

健康に対する有害性

急性毒性	発がん性
皮膚腐食性/刺激性	生殖毒性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	特定標的臓器毒性(単回暴露)
呼吸器感作性または皮膚感作性	特定標的臓器毒性(反復暴露)
生殖細胞変異原性	吸引性呼吸器有害性

絵表示の例



# 母性保護規定の対象とする有害物の選定のあり方

前回の母性保護に関する専門家会合（平成17年）の結論  
国連勧告に基づきわが国が進めている化学物質の危険有害性の分類作業（注1）の結果を踏まえ、母性保護規制の対象を検討することが必要。

（注1）厚生労働省（労働基準局）は、国連勧告による化学物質の危険有害性の分類基準（GHS）に基づき、職場で使用されている化学物質の分類作業を実施しており、平成18年から平成23年3月までの間に約2000種類物質の分類が行われた。

現行の女性則対象物質  
（鉛、水銀、砒素、塩素、シアン化水素、クロム、黄りん、弗素、アニリン）…9物質

労働者に健康障害が生じるおそれがあり、労働安全衛生法令において、  
・名称等を表示すべき有害物、  
・局所排気装置等の設置 及び  
・作業環境測定の実施と管理濃度による作業環境改善の措置等の対象となっているもの  
…87物質（注2）

国による有害性の分類作業の結果、生殖毒性又は生殖細胞変異原性がある（区分1又は授乳影響あり）と分類されたもの

母性への悪影響を及ぼす有害性を有することから、女性労働基準規則の対象とする

国による有害性の分類作業の結果、生殖毒性又は生殖細胞変異原性がある（区分1、授乳影響あり）と分類されなかったもの

母性への悪影響を及ぼす有害性が確認されていないことから、女性労働基準規則の対象としない（注3）

（注2）慢性毒性、発がん性、生殖毒性等を有する有害物で、その蒸気、ガスが発散する作業環境で労働者が就業すると健康障害が生じるおそれがあるものが、有機則、鉛則、特化則の規制対象とされている。

（注3）生殖毒性等が確認されていない物質であっても、有する有害性の種類、程度、労働ばく露の実態に応じ、労働安全衛生法により、労働者（男女とも）を対象とする保護措置が課せられている。

\*国（労働基準局）のリスク評価制度において、毎年新たな物質が選定され、ばく露実態と有害性情報を踏まえたリスク評価が行われている。これにより規制による対策が必要と判断された物質は、適宜特化則等の対象に追加されている。  
（例）：平成21年度のリスク評価の結果、平成23年1月に酸化プロピレン等の4物質の対策が強化された

女性労働基準規則対象物質のGHS分類結果(厚生労働省労働基準局委託事業:中央労働災害防止協会実施)

参考 8

19

	物質名	女性則の規制値	管理濃度 (作業環境 評価基準 別表)	急性毒性(経口)	急性毒性(経皮)	急性毒性(吸入:ガス)	急性毒性(吸入:蒸気)	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	皮膚腐食/刺激性	眼に対する重篤な損傷性/刺激性	呼吸器感受性又は皮膚感受性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	吸引性呼吸器有害性
1	鉛	0.5mg/m <sup>3</sup>	0.05 mg/m <sup>3</sup>	—	—	分類対象外	—	—	—	—	—	区分2	区分2	区分1A	—	区分1(造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系)	—
2	水銀	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.025mg/m <sup>3</sup>	—	—	分類対象外	—	—	—	—	皮膚感受性:区分1	区分2	区分外	区分1A	区分1(吸入経路:呼吸器、腎臓、中枢神経系、歯肉、消化管、心血管系、肝臓)	区分1(吸入経路:中枢神経系、末梢神経系、腎臓、歯肉、心血管系、血液系、肝臓)	—
3	クロム	0.5mg/m <sup>3</sup>	—	—	—	分類対象外	—	—	—	区分2B	区分1	区分2	区分外	—	区分2(全身毒性)、区分3(気道刺激性)	—	—
4	砒素	1mg/m <sup>3</sup>	0.003mg/m <sup>3</sup>	区分4	—	分類対象外	—	—	—	区分2	—	—	区分1A	区分2	区分1(消化器系、循環器系、神経系、血液系、呼吸器、皮膚、腎臓、肝臓)	区分1(消化器系、循環器系、神経系、腎臓、肝臓、血液系、呼吸器系、皮膚)	—
5	黄りん	2mg/m <sup>3</sup>	—	区分1	区分1	分類対象外	—	—	区分1A-1C	区分1	—	—	—	区分2	区分1(肝、腎、消化器、血液、中枢神経)、区分3(気道刺激性)	区分1(骨、血液)	—
6	弗素	3ppm	—	—	—	区分1	分類対象外	分類対象外	—	区分2A-2B	—	—	—	区分2	区分1(呼吸器、肝臓、腎臓)	区分1(呼吸器、精巣)	分類対象外
7	塩素	1ppm	0.5ppm	—	—	区分2	分類対象外	分類対象外	区分1A-1C	区分1	—	区分外	区分外	区分外	区分1(呼吸器系、神経系)	区分1(呼吸器系、腎臓、嗅覚器)、区分2(歯)	分類対象外
8	シアン化水素	20ppm	3ppm	区分1	区分1	分類対象外	区分1	—	—	区分2A-2B	—	—	—	—	区分1(中枢神経系、呼吸器、心臓)	区分1(中枢神経系)	—
9	アニリン	7ppm	—	区分4	区分3	分類対象外	区分2	区分4	区分2	区分2A	皮膚感受性:区分1	区分2	区分2	区分2	区分1(血液系、心臓、肝臓、腎臓、呼吸器、神経系)	区分1(血液系、神経系、呼吸器)	—

分類対象外:GHSで定義されている危険有害性の対象にならない場合。  
例えばガス状物質についての粉じんとしての有害性など

区分外:ある危険有害性について分類した結果、どの区分にも該当しない場合。

分類できない:分類に必要なデータが入手できない場合、データが不十分な場合

生殖細胞変異原性

区分1:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られているかまたは経世代突然変異を誘発すると見なされている化学物質  
区分1A:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質  
区分1B:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質  
区分2:ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質

生殖毒性

区分1:人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質  
区分1A:人に対して生殖毒性があることが知られている物質  
区分1B:人に対して生殖毒性があると考えられる物質  
区分2:人に対する生殖毒性が疑われる物質

管理濃度設定物質のGHS分類結果(厚生労働省労働基準局委託事業:中央労働災害防止協会実施)

参考 9

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生学会勧告許容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告TLVs (2010)	急性毒性	皮膚腐食性/刺激性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	呼吸器感受性	皮膚感受性	生殖細胞変異原性	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器毒性 (単回曝露)	特定標的臓器毒性 (反復曝露)	吸引力呼吸器有害性	備考
1	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	3.0/(1.19Q+1)	0.5~2mg/m <sup>3</sup>	0.025mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	区分外	1A	-	1	1	-	Q:遊離けい酸(結晶質シリカ)含有率
2	アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.03mg/m <sup>3</sup>	3他	3	2A	-	1	1B	1B	1B	1	1	-	
3	アクリロニトリル	2ppm	2ppm	2ppm	2他	2	2A	-	1	2	2	2	1	1	-	
4	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	0.01mg/m <sup>3</sup>	-	0.01mg/m <sup>3</sup>	1他	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	
5	エチレンイミン	0.5ppm	0.5ppm	0.05ppm	1他	1A-1C	1	-	1	1B	2	2	1	1	-	
6	エチレンオキシド	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	-	-	-	1B	1B	1B	1	1	-	
7	塩化ビニル	2ppm	2.5ppm	1ppm	-	2	-	-	-	2	1A	2	1	1	-	
8	塩素	0.5ppm	0.5ppm	0.5ppm	2他	1A-1C	1	-	-	区分外	区分外	区分外	1	1	-	
9	塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.01mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup>	0.5-1mg/m <sup>3</sup>	3他	-	-	-	-	区分外	1B	1A	3	1	-	
10	カドミウム カドミウム化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup> 0.002mg/m <sup>3</sup>	1他	-	-	-	-	2	1A	2	1	1	-	*16種類のカドミウム化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、7種類に生殖細胞変異原性又は生殖毒性が認められた。
11	クロム酸 クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup> ~ 0.5mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup> ~ 0.5mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	1	1	-	区分外	-	-	-	-	*15種類のクロム酸塩について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、4種類に生殖細胞変異原性又は生殖毒性が認められた。
12	五酸化バナジウム	0.03mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	2他	-	2A	-	-	1B	2	2	1	1	-	
13	コールタール	0.2mg/m <sup>3</sup>	-	0.2mg/m <sup>3</sup>	4他	3	1	-	1	2	1	-	1	2	-	
14	酸化プロピレン	2ppm	-	2ppm	3他	2	1	-	1	2	2	2	3			
15	シアン化カリウム	3mg/m <sup>3</sup>	5mg/m <sup>3</sup>	(C 5mg/m <sup>3</sup> )	1他	3	2A-2B	-	-	-	-	-	2	1	-	
16	シアン化水素	3ppm	5ppm	(C 4.7ppm)	1他	-	2A	-	-	-	-	-	1	1	-	
17	シアン化ナトリウム	3mg/m <sup>3</sup>	5mg/m <sup>3</sup>	(C 5mg/m <sup>3</sup> )	1他	3	2A-2B	-	-	-	-	2	-	1	-	
18	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>	0.005mg/m <sup>3</sup>	0.01ppm	4他	3	2B	-	-	2	1B	-	1	2	-	
19	1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm	-	0.01ppm	2他	2	2B	-	2	2	2		1	1		
20	臭化メチル	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	2B	-	-	2	区分外	2	1	1	分類対象外	
21	重クロム酸 重クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.01mg/m <sup>3</sup> ~ 0.5mg/m <sup>3</sup>	0.005mg/m <sup>3</sup> ~0.5mg/m <sup>3</sup>	-	1A-1C	1	1	1	2	1A	-	1	1	-	*5種類の重クロム酸塩について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、生殖細胞変異原性又は生殖毒性は認められなかった。
22	水銀 水銀無機化合物(硫化水銀を除く)	0.025mg/m <sup>3</sup>	0.025mg/m <sup>3</sup> -	- 0.025mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	-	1	2	区分外	1A	1	1	-	*15種類の水銀無機化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、3種類に生殖毒性が認められた。
23	トリレンジイソシアネート	0.005ppm	0.005ppm	0.005ppm	1他	1A-1C	2A-2B	1	1	区分外	2	-	1	1	-	
24	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.01, 0.1mg/m <sup>3</sup>	0.1, 0.2mg/m <sup>3</sup>	*12種類のニッケル化合物について国(労働基準局)がGHS分類をした結果、塩化ニッケル(II)にのみ生殖毒性が認められた。											

	物質名	管理濃度 (作業環境評価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原 性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
25	ニッケルカルボニル	0.001ppm	0.001ppm	0.05ppm	1他	2	1	1	-	-	1A	2	1	-	-	
26	ニトログリコール	0.05ppm	0.05ppm	0.05ppm	4他	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
27	パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m <sup>3</sup>	0.64mg/m <sup>3</sup>	0.1ppm	3他	-	2B	-	-	2	2	2	1	1	-	
28	砒素	0.003mg/m <sup>3</sup>	0.003mg/m <sup>3</sup> , 0.0003mg/m <sup>3</sup> *過剰発がんリスク別	0.01mg/m <sup>3</sup>	4他	-	2	-	-	-	1A	2	-	-	-	
	砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)															
29	弗化水素	0.5ppm	3ppm	0.5ppm	3他	1A-1C	1	-	1	2	-	-	1	1	-	
30	ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm	-	0.5ppm	1他	2	1	-	-	1B	2	-	3	-	-	
31	ベリリウム	0.002mg/m <sup>3</sup>	0.002mg/m <sup>3</sup>	0.00005mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	1	1	-	1A	-	1	1	-	
	ベリリウム化合物															
32	ベンゼン	1ppm	1ppm	0.5ppm	4他	2	2A	-	-	2	1A	2	1	1	1	
33	ペンタクロルフェノール(別名PCP)およびそのナトリウム塩	0.5mg/m <sup>3</sup>	0.5mg/m <sup>3</sup>	0.5mg/m <sup>3</sup>	1他	2	2A-2B	-	-	区分外	2	1B	1	1	-	
34	ホルムアルデヒド	0.1ppm	0.1ppm	(C 0.3ppm)	2他	2	2A	1	1	2	1A	-	1	1	-	
35	マンガン	0.2mg/m <sup>3</sup>	0.2mg/m <sup>3</sup>	(0.2mg/m <sup>3</sup> )	-	3	2B	-	-	-	-	1B	1	1	-	
	マンガン化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)															
36	沃化メチル	2ppm	-	2ppm	2他	2	1	-	区分外	区分外	区分外	2	1	1	-	
37	硫化水素	5ppm	5ppm	1ppm	2他	-	2A	-	-	-	区分外	-	1	-	区分外	
38	硫酸ジメチル	0.1ppm	0.1ppm	0.1ppm	1他	1A-1C	1	-	-	2	1B	2	1	2	-	
39	石綿	0.15本/cm <sup>3</sup>	0.15本/cm <sup>3</sup>	0.1f/cc	-	-	-	-	-	2	1A	-	-	1	-	
40	鉛	0.05mg/m <sup>3</sup>	0.1mg/m <sup>3</sup>	0.05mg/m <sup>3</sup>	-	-	-	-	-	2	2	1A	-	1	-	
	鉛化合物															
41	アセトン	500ppm	200ppm	500ppm	-	-	2B	-	-	-	-	2	3	2	2	
42	イソブチルアルコール	50ppm	50ppm	50ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	-	区分外	3	区分外	2	
43	イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm	200ppm	5他	区分外	2A	-	-	区分外	-	2	3	区分外	2	
44	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	100ppm	100ppm	100ppm	5他	区分外	2A	-	区分外	-	-	-	1	区分外	-	
45	エチルエーテル	400ppm	400ppm	400ppm	4他	3	2B	-	-	-	-	2	3	区分外	2	
46	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	5ppm	5ppm	5ppm	4他	3	2B	-	-	区分外	-	1B	1	1	-	
47	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	5ppm	5ppm	5ppm	5他	-	2B	-	-	区分外	-	1B	-	-	-	
48	エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル	25ppm	-	20ppm	2他	2	2A	-	区分外	区分外	区分外	2	1	2	-	



	物質名	管理濃度 (作業環境評 価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細 胞変異 原性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
49	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	5ppm	0.1ppm	0.1ppm	3他	3	2B	-	-	区分外	-	1B	1	1	-	
50	オルト-ジクロルベンゼン	25ppm	25ppm	25ppm	3他	2	2B	-	-	2	区分外	区分外	1	1	-	
51	キシレン	50ppm	50ppm	100ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	区分外	1B	1	1	2	
52	クレゾール	5ppm	5ppm	20mg/m <sup>3</sup>	4他	1A	1	-	-	区分外	区分外	-	1	1	-	
53	クロルベンゼン	10ppm	10ppm	10ppm	4他	2	2A	-	-	2	2	区分外	1	1	2	
54	クロホルム	3ppm	3ppm	10ppm	4他	1A-1C	1	-	-	2	2	2	1	1	-	
55	酢酸イソブチル	150ppm	-	150ppm	5他	3	2B	-	区分外	-	-	-	-	-	-	
56	酢酸イソプロピル	100ppm	-	100ppm	5他	2	2B	-	-	-	-	-	2	2	2	
57	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	100ppm	-	50ppm	-	3	2B	-	区分外	-	-	-	3	1	-	
58	酢酸エチル	200ppm	200ppm	400ppm	-	区分外	2B	-	区分外	区分外	-	-	3	-	-	
59	酢酸ノルマル-ブチル	150ppm	100ppm	150ppm	3他	区分外	2B	-	区分外	-	-	-	2	-	-	
60	酢酸ノルマル-プロピル	200ppm	200ppm	200ppm	5他	3	2B	-	-	-	-	-	1	-	-	
61	酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル)	100ppm	50ppm	50ppm	-	3	-	-	区分外	-	-	-	3	1	-	
62	酢酸メチル	200ppm	200ppm	200ppm	-	区分外	2B	-	区分外	区分外	-	-	1	-	-	
63	四塩化炭素	5ppm	5ppm	5ppm	4他	2	2	-	-	区分外	2	2	1	1	-	
64	シクロヘキサノール	25ppm	25ppm	50ppm	5他	3	1	-	-	区分外	-	2	3	1	区分外	
65	シクロヘキサノン	20ppm	25ppm	20ppm	3他	2	2A	-	-	2	区分外	2	1	1	-	
66	1, 4-ジオキサン	10ppm	10ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	2	-	1	1	-	
67	1, 2-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	10ppm	10ppm	10ppm	3他	区分外	2B	-	-	2	2	区分外	1	1	1	
68	1, 2-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)	150ppm	150ppm	200ppm	5他	2	2A	-	-	区分外	-	-	1	2	-	
69	ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)	50ppm	50ppm	50ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	2	-	1	1	-	
70	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm	10ppm	10ppm	3他	区分外	1	-	-	2	1B	1B	1	1	-	
71	スチレン	20ppm	20ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	2	2	1B	1	1	1	
72	1, 1, 2, 2-テトラクロルエタン(別名四塩化アセチレン)	1ppm	1ppm	1ppm	3他	2	2A						1	1	-	
73	テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)	50ppm	(検討中)	25ppm	4他	1A-1C	2B	-	-	区分外	1B	2・授乳 影響*	1	1	2	*授乳に対する又は授乳を 介した影響
74	テトラヒドロフラン	50ppm	200ppm	50ppm	4他	2	2A	-	区分外	区分外	-	区分外	2	1	-	
75	1, 1, 1-トリクロルエタン	200ppm	200ppm	350ppm	-	2	2	-	区分外	区分外	2	2	1	1	-	
76	トリクロルエチレン	10ppm	25ppm	10ppm	4他	2	2A	区分外	-	2	1B	1B	3	1	2	

	物質名	管理濃度 (作業環境評 価基準 別表)	日本産業衛生 学会勧告 許 容濃度 (2010年度)	ACGIH勧告 TLVs (2010)	急性毒 性	皮膚腐 食性/ 刺激性	眼に対 する重 篤な損 傷性/ 眼刺激 性	呼吸器 感作性	皮膚感 作性	生殖細胞 変異原性	発がん 性	生殖毒 性	特定標 的臓器 毒性 (単回 曝露)	特定標 的臓器 毒性 (反復 曝露)	吸引性 呼吸器 有害性	備考
77	トルエン	20ppm	50ppm	20ppm	4他	2	2B	-	区分外	区分外	区分外	1A	1	1	1	
78	二硫化炭素	1ppm	10ppm	1ppm	3他	-	2A-2B	-	-	2	-	1B	1	1	2	
79	ノルマルヘキサン	40ppm	40ppm	50ppm	-	2	2	-	-	区分外	-	2	3	1	1	
80	1-ブタノール	25ppm	50ppm	20ppm	4他	2	2A	-	-	区分外	区分外	区分外	3	1	2	
81	2-ブタノール	100ppm	100ppm	100ppm	5他	区分外	2A	-	-	-	-	2	3	-	-	
82	メタノール	200ppm	200ppm	200ppm	4他	-	2	-	区分外	区分外	-	1B	1	1	-	
83	メチルイソブチルケトン	50ppm	50ppm	20ppm	3他	区分外	2B	-	区分外	区分外	2	区分外	3	1	-	
84	メチルエチルケトン	200ppm	200ppm	200ppm	5他	2	2B	-	-	区分外	区分外	区分外	1	1	2	
85	メチルシクロヘキサノール	50ppm	50ppm	50ppm	4他	2	-	-	-	-	-	-	3	-	-	
86	メチルシクロヘキサノン	50ppm	50ppm	50ppm	-	2	2A-2B	-	-	-	-	-	3	-	2	
87	メチル-ノルマル-ブチルケトン	5ppm	5ppm	5ppm	5他	区分外	2A	-	-	-	-	-	3	1	2	

○23物質(化合物含む)に区分1以上の生殖細胞変異原性又は生殖毒性を有すると分類された。

分類対象外: GHSで定義されている危険有害性の対象にならない場合。  
例えばガス状物質についての粉じんとしての有害性など

区分外: ある危険有害性について分類した結果、どの区分にも該当しない場合。

” - ”: 分類できない(分類に必要なデータが入手できない場合、データが不十分な場合)

#### 生殖細胞変異原性

区分1: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られているかまたは経世代突然変異を誘発すると見なされている化学物質

区分1A: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質

区分1B: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質

区分2: ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質

#### 生殖毒性

区分1: 人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質

区分1A: 人に対して生殖毒性があることが知られている物質

区分1B: 人に対して生殖毒性があると考えられる物質

区分2: 人に対する生殖毒性が疑われる物質

授乳に対する又は授乳を介した影響

女性によって吸収され、母乳分泌に影響を与える、又は授乳中の子供の健康に懸念をもたらすに十分な量で母乳中に存在すると思われる物質

## 母性保護規定の対象とする有害物の範囲と規制濃度のあり方

現行

○労働基準法に基づく就業制限  
 女性労働者は、以下の物質が規制値以上の濃度で発散する場所においては、呼吸用保護具を着用しても、一切の就業が認められない。

女性労働基準規則の対象物質	規制濃度
鉛	0.5mg/m <sup>3</sup>
水銀	0.1mg/m <sup>3</sup>
クロム	0.5mg/m <sup>3</sup>
砒素	1mg/m <sup>3</sup>
黄りん	2mg/m <sup>3</sup>
弗素	3ppm
塩素	1ppm
シアン化水素	20ppm
アニリン	7ppm

対象物質(労働者に健康障害が生じるおそれがある物質のうち、生殖毒性等を有するもの)	規制濃度
アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>
エチレンイミン	0.5ppm
エチレンオキシド	1ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	5ppm
塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	0.1mg/m <sup>3</sup>
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m <sup>3</sup>
カドミウム化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
キシレン	50ppm
クロム酸塩	0.05mg/m <sup>3</sup>
五酸化バナジウム	0.03mg/m <sup>3</sup>
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	0.025mg/m <sup>3</sup>
スチレン	20ppm
テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
トリクロルエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
鉛及びその化合物	0.05mg/m <sup>3</sup>
二硫化炭素	1ppm
砒素化合物	0.003mg/m <sup>3</sup>
ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm
ペンタクロルフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩	0.5mg/m <sup>3</sup>
マンガン	0.2mg/m <sup>3</sup>
メタノール	200ppm